

令和 7 年 2 月 26 日
区民部国保年金課

令和 7 年度国民健康保険料率等について

都は、各区市町村の医療給付費等を賄うため、医療費水準や所得水準、被保険者数に応じて国保事業費納付金（以下「納付金」という。）の額と納付金を賄うために必要な標準保険料率を算定する。

区市町村は、納付金を納付するため、標準保険料率を参考として保険料を定め、賦課・徴収する。

1 都が算定した令和 7 年度納付金および標準保険料率等

(1) 令和 7 年度 練馬区納付金額および標準保険料率

	基礎(医療)分	後期支援金分	介護納付金分	合計
納付金額	14,467,610,807 円	5,200,519,631 円	1,880,982,873 円	21,549,113,311 円
所得割率	7.57%	2.83%	2.31%	12.71%
均等割額	46,289 円	17,055 円	16,833 円	80,177 円

(2) 保険料水準の統一について

都は、令和 5 年度に改定した「東京都国民健康保険運営方針」において、保険料水準の完全統一を進めることは、国保財政の安定化が図られるほか、都内のどこに住んでいても、同じ所得水準・同じ世帯構成であれば同じ保険料水準となり、被保険者間の公平性の観点から望ましいとしている。

将来的に完全統一を目指していくが、区市町村における医療費水準や収納率等の差異があるため、直ちに完全統一することは困難であり、まずは納付金算定において医療費水準を反映せず、各区市町村の所得水準と被保険者数のみを用いる納付金ベースの統一に取り組み、令和 12 年度に納付金ベースの統一を目指す。

医療費水準の影響については、令和 6 年度から段階的に下げていく経過措置を講じ、令和 5 年度の α （反映係数）＝1（100%の影響）から令和 11 年度に $\alpha = 0$ （影響なし）とするもので、令和 7 年度は $\alpha = 0.66$ に設定する。（令和 6 年度は 0.83）

2 特別区の保険料の算定について

特別区は、将来的な方向性（都内保険料水準の統一、医療費の適正化、収納率の向上、法定外繰入の解消又は縮減）に沿って段階的に移行すべく 23 区統一で対応することとし、保険料率や保険給付、保険料の減免などを共通基準として決め、各区で条例を定める際は、原則この共通基準に合わせるという統一保険料方式を採用している。（平成 29 年 11 月 14 日特別区長会総会確認事項）

(1) これまでの経緯

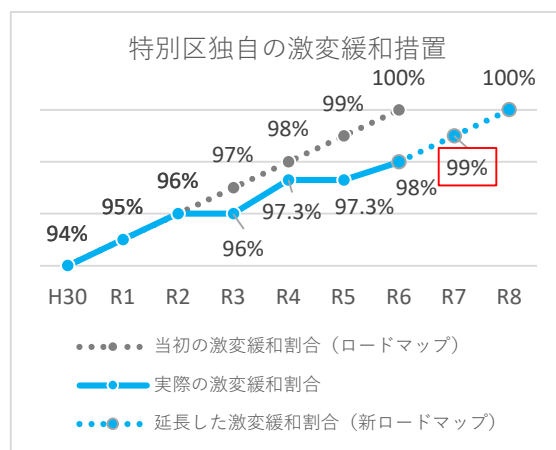
国の激変緩和措置期間に合わせ、納付金に対する賦課総額を、平成 30 年度から令和 6 年度にかけて 94%から 100%とする、特別区独自の激変緩和措置（ロードマップ）を実施してきた。

しかし、コロナの影響等により令和 3 年度および令和 5 年度の激変緩和割合を据え置いたことから、令和 5 年度に、遅れた 2 年分を延長し、令和 8 年度に 100%とする新たな計画（新ロードマップ）を策定した。

(2) 令和 7 年度保険料算定の考え方

ア 新ロードマップによる激変緩和措置

新ロードマップにより、令和 7 年度の激変緩和割合は納付金の 99.0%とした。（右図参照）



イ 収納率で割り戻さないことによる負担抑制

特別区の保険料収納率は都内市町村平均と比べ低く（※）、納付金を実際の収納率で割り戻した場合、保険料率の大幅増につながる。そのため、収納率を 100%と仮定して保険料率を算定することにより、負担抑制している。

実際の収納率と 100%との差分については、一般財源からの法定外繰入で補填することとなる。

（※）令和 6 年度保険料算定時の標準的な収納率（基礎分）： 特別区 89.93 %
都内市町村 95.27 %

3 練馬区国保条例の改正について

(1) 保険料率等の改正

ア 賦課割合

区の被保険者数および所得見込みから、賦課割合（所得割：均等割）を基礎（医療）分、後期支援金分および介護分納付金分を 57：43 とする。

イ 保険料率

【0～40歳および65～74歳】

	基礎(医療)分		後期支援金分		計(基礎分+支援金分)	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
6年度	8.69%	49,100 円	2.80%	16,500 円	11.49%	65,600 円
7年度	<u>7.71%</u>	<u>47,300 円</u>	<u>2.69%</u>	<u>16,800 円</u>	<u>10.40%</u>	<u>64,100 円</u>
増減	▲0.98 ポイント	▲1,800 円	▲0.11 ポイント	300 円	▲1.09 ポイント	▲1,500 円

【40～64歳】

	基礎 (医療) 分	後期 支援金 分	介護納付金分		計(基礎分+支援金分 + 介護分)	
			所得割	均等割	所得割	均等割
6年度			2.36%	16,500 円	13.85%	82,100 円
7年度			<u>2.25%</u>	<u>16,600 円</u>	<u>12.65%</u>	<u>80,700 円</u>
増減			▲0.11 ポイント	100 円	▲1.20 ポイント	▲1,400 円

(2) 国民健康保険法施行令の改正に伴う改正

ア 賦課限度額の引上げ

【賦課限度額】

	現行	改正後	増減
基礎(医療分)	650,000 円	<u>660,000 円</u>	10,000 円増
後期支援金分	240,000 円	<u>260,000 円</u>	20,000 円増
介護納付金分	170,000 円	170,000 円	据置き
基礎分・支援金分 合計	890,000 円	<u>920,000 円</u>	30,000 円増
基礎分・支援金分 ・介護分 合計	1,060,000 円	<u>1,090,000 円</u>	30,000 円増

イ 保険料の軽減判定所得の引上げ

物価上昇（所得水準の全体的な上昇）の影響で均等割軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないよう、保険料の減額判定基準を引き上げる。

均等割額の 5 割・2 割軽減判定基準について、5 割軽減世帯は 30.5 万円（現行 29.5 万円）、2 割軽減世帯は 56 万円（現行 54.5 万円）にそれぞれ引き上げる。

軽減割合	令和 6 年度	令和 7 年度
7 割	43 万円 ＋（給与所得者等数－1）×10 万円	43 万円 ＋（給与所得者等数－1）×10 万円
5 割	43 万円 ＋（給与所得者等数－1）×10 万円 ＋（被保険者数×29.5 万円）	43 万円 ＋（給与所得者等数－1）×10 万円 ＋（被保険者数× <u>30.5 万円</u> ）
2 割	43 万円 ＋（給与所得者等数－1）×10 万円 ＋（被保険者数×54.5 万円）	43 万円 ＋（給与所得者等数－1）×10 万円 ＋（被保険者数× <u>56 万円</u> ）

※ 給与所得者等：一定の給与所得者（給与収入が 55 万円を超える方）および一定の公的年金所得者（公的年金等の収入が 60 万円を超える 65 歳未満の方、または公的年金等の収入が 125 万円を超える 65 歳以上の方）

(3) 1 人当たり保険料額

	基礎分＋支援金分	基礎分＋支援金分＋介護分
6 年度	156,520 円	196,019 円
7 年度	<u>152,673 円</u>	<u>192,238 円</u>
増減 (前年度比)	▲3,847 円 (2.46%減)	▲3,781 円 (1.93%減)